

# 令和5年度後期説明会

## 身体障害者手帳事務について

---

令和5年(2023年)10月19日

福祉総合相談所障がい相談課  
身体障がい者手帳班

# (1) 交付・再交付申請書および診断書について

---

## 写真

進達後、疑義があり確認作業を依頼することが多いです。

可能な限り申請時に確認を！

- ・ 脱帽、上半身、原則として1年以内に撮影したもの。  
年齢を鑑みて、明らかに若い方は確認し、必要なら再提出を。担当以外の職員が対応した場合でも、同様の対応ができるように周知徹底をお願いします。  
写真と実物が異なることで、申請者の不利益につながることもあります。

- ・ 申請者の顔が鮮明に認識できるもの。  
背景が映っていても可。他人が映っているものは不可。
- ・ 写真の裏に「氏名・生年月日」を記入。  
剥がれない時は、無理に剥がしてまで記入する必要はありません。
- ・ 交付時に刻印するため、写真は刻印に耐えうる素材のもの。  
コンビニ等で普通紙プリントしたものは原則不可。

## 「氏名、住所、生年月日」

- ・ 申請書及び診断書の記載内容を突合。
- ・ 不一致がある場合は、どちらの記載が正しいか確認のうえ、確認した内容を申請書に朱書き修正すること(外字についても要確認)。
- ・ 再交付申請時に既手帳の内容(氏名、住所、生年月日等)と今回申請の内容に相違があり、変更届が必要な場合は、併せて変更届も提出すること(手帳の内容は(○級まで記載を))。

再交付申請は、申請時に既手帳の内容(氏名・住所・生年月日)の確認を必ず行うこと。

## 「居住地」

- 住民基本台帳のとおりに記載。
- 居住地特例の場合は、入所施設名を記載。
- 管轄は、市町村間で協議の上、進達すること。

【居住地特例の対象（身体障害者福祉法第6条）】

別紙参照

## 再認定

再認定期限を過ぎていることが確認された場合は、再認定を受けよう促しをお願いします！

- 公平・公正を保つためにも、再認定期限の記載があることを確認した時点で、再認定を受けよう助言を行う。
- 過年度分の再認定未受診者一覧を、9月から順次送付。  
転居、死亡等の処理は適宜対応を。

## 診断書

- ・ 様式は「身体障害者診断書・意見書」の指定されたものに限る。 他県の様式でも可。
- ・ 日付、診療科名等に記載漏れがあった場合は、相談所に連絡を。  
日付、診療科目および等級は、判定に関わる箇所のため病院側が必ず記入をする。

## (2) 身体障害者手帳交付と自立支援医療(更生医療)の同時申請について

---

- ・ 申請書の受付印欄近くの余白に、入院日、手術日、更生医療適用日を朱書き記載。
- ・ 市町村受付日も同時申請受付日と同日により押印すること(適用日が土日祝の場合は、翌営業日の平日での受付印を)。
- ・ 各市町村において、更生医療の同時申請に係る処理については、厳格な進捗管理を行うこと。

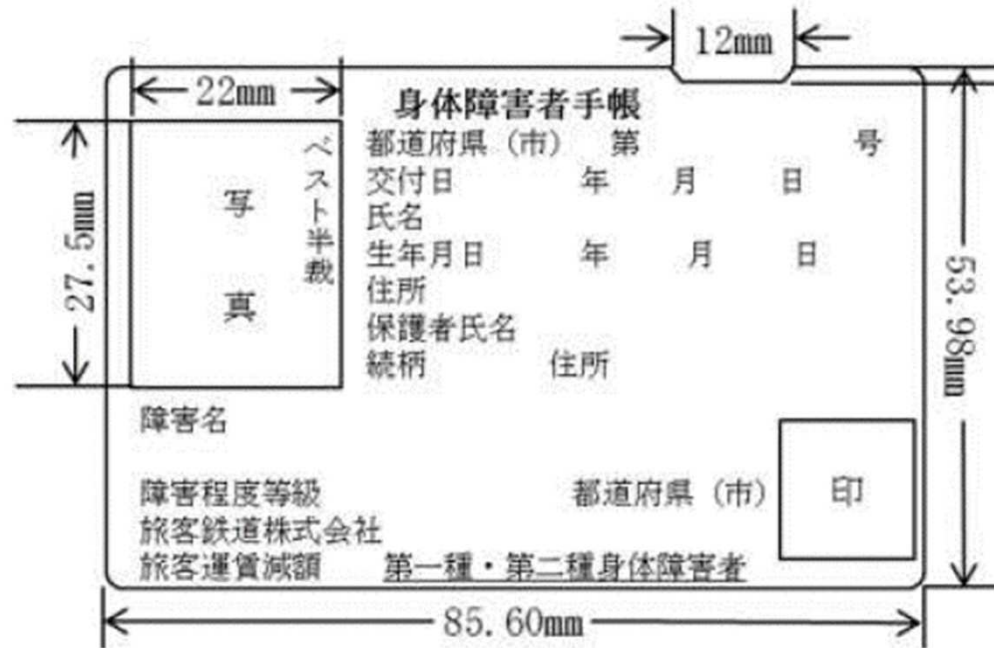
3ヶ月経過 顔末書を添付。6ヶ月経過 同時申請不適とする。



# (3) 障害者手帳のカードの対応について

- 平成31年度～カードでの交付が可能に。 熊本県は未対応。

(表)



(裏)



## カードによる転入

- ・ 裏面の【備考欄】に次の3点を忘れずに。

変更年月日の記載

新しい居住地の記載

福祉事務所長又は町村長を押印

- ・ すべてを備考欄に記載していくため、できるだけ字は小さく。
- ・ 備考欄の余白がなくなれば、再交付申請を案内する。

熊本県で再交付申請された場合は、カードではなく、手帳での発行となる。

## (4) 免疫機能障害の進達事務について

---

- ・ 免疫機能障害の方の進達は、個人を特定する箇所に付箋をし、当所担当(宮本)宛てに親展で進達を行う(令和5年度担当:宮本)。

申請書に限らず、転入、転出および居住地変更届等の手帳情報が分かるものはすべて同様の処理を。受領書等の手帳情報の記載がないものは通常の進達と同様。

交付後、各市町村において、疾病名の記載がないことの最終確認をお願い致します。

## (5) 忘れやすいこと

---

- ・ 居住地変更(転入)届の個人番号の未記載。  
個人番号は死亡返還以外は必須のため、必ず記入を。
- ・ 他県から各市町村へ更生指導台帳の依頼を送付された時  
原本を福祉総合相談所へ転送すること。
- ・ 市町村へ返送された診断書の進捗確認を。

# その他

---

- ・ 手帳カバーは新規の場合のみ配布。  
カバーは、県が指定しているものではない。
- ・ 他県から各市町村へ更生指導台帳の依頼を送付された時  
原本を福祉総合相談所へ転送すること。

- ・ 熊本県内最高齢者を超える年齢の手帳保持者について確認を行い、対象者は県に通知をする。

別添(【資料1】)参照(「市町村別集計表(100歳以上身障手帳所持者)」)

通知する際、「身体障害者福祉法施行令第12条第2項に基づき通知」する旨を明記(参考資料参照)。

身体障害者福祉法における援護の実施者について

1 各制度における特定施設（居住地特例の対象となる施設）

身体障害者福祉法	障害者総合支援法	熊本県重度心身障害者医療費
<p>【法第9条及び附則第39条（H17.11.7法律113）、21条（R4.12.16法律104）】</p> <p>①のぞみ園、児童福祉施設</p> <p>②療養介護を行う病院</p> <p>③障害者支援施設</p> <p>④生活保護法第30条第1項ただし書の施設</p> <p>⑤共同生活援助を行う住居</p> <p>⑥介護保険法第8条第11項に規定する特定施設                      養護老人ホーム（※1）、有料老人ホーム（※1）                      軽費老人ホーム（※1）</p> <p>⑦介護保険法第8条第2.5項に規定する介護保険施設</p> <p>介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院</p> <p>⑧介護療養型医療施設（※令和6年3月31日まで）</p> <p>（※1）地域密着型特定施設（入居定員29人以下）は除く。</p>	<p>【介護給付費等に係る支給決定事務処理等について（事務処理要領）（抜粋）】</p> <p>（（1）法律上の取扱い（法第19条第3項・第4項、第51条の5第2項、附則第18条第1項・第2項）</p> <p>①障害者支援施設</p> <p>②のぞみの園</p> <p>③児童福祉施設</p> <p>④療養介護を行う病院</p> <p>⑤生活保護法第30条第1項ただし書の施設</p> <p>⑥共同生活援助を行う住居</p> <p>⑦有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム</p> <p>⑧介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院</p> <p>⑨介護療養型医療施設</p> <p>（2）運用上の取扱い</p> <p>・福祉ホーム</p> <p>・宿泊型自立訓練</p> <p>・精神障害者退院支援施設 等</p>	<p>【住所地特例の対象となる施設等の範囲】</p> <p>① 障害者総合支援法第19条第3項及び同法附則第18条に規定する施設</p> <p>・ 国立のぞみ園、児童福祉施設</p> <p>・ 療養介護を行う病院</p> <p>・ 障害者支援施設</p> <p>・ 生活保護法第30条第1項ただし書の施設</p> <p>・ 共同生活援助を行う住居</p> <p>② 前記①に加え、住所地特例の趣旨を踏まえ、運用上、以下の施設についても住所地特例の対象とする。</p> <p>・ 福祉ホーム、宿泊型自立訓練、精神障害者退院支援施設 等</p> <p>・ 老人福祉法関係施設（入所措置が取られた場合）                      養護老人ホーム、特別養護老人ホーム</p> <p>・ 介護保険法関係施設</p> <p>介護老人福祉施設（＝特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設</p> <p>介護療養型医療施設、養護老人ホーム（※1）</p> <p>有料老人ホーム（※1）、軽費老人ホーム（※1）</p> <p>サービスマス付き高齢者向け住宅（※1）</p> <p>（※1）介護専用型特定施設のうち、介護保険法第8条第20項に定める地域密着型特定施設（入居定員29人以下）は除く。</p>

市町村別集計表(100歳以上身障手帳所持者) R5.9.1時点 (単位:人)

## 県内最高齢者:110歳

市町村名	身体障害者手帳所持者 数 (A)	100歳を超える者(総 数)(B)	確認が必要な交付台帳 数 (A) - (B)
八代市	291	115	176
人吉市	46	60	-14
荒尾市	131	81	50
水俣市	37	44	-7
玉名市	50	99	-49
山鹿市	93	101	-8
菊池市	124	79	45
宇土市	47	46	1
上天草市	17	48	-31
宇城市	37	60	-23
阿蘇市	24	55	-31
天草市	220	132	88
合志市	54	65	-11
美里町	8	28	-20
玉東町	21	5	16
南関町	33	16	17
長洲町	24	16	8
和水町	3	23	-20
大津町	42	35	7
菊陽町	21	20	1
南小国町	1	7	-6
小国町	25	14	11
産山村	2	2	0
高森町	68	9	59
西原村	0	11	-11
南阿蘇村	63	19	44
御船町	31	23	8
嘉島町	9	10	-1
益城町	13	25	-12
甲佐町	12	31	-19
山都町	72	46	26
氷川町	12	14	-2
芦北町	32	34	-2
津奈木町	8	16	-8
錦町	3	8	-5
多良木町	16	13	3
湯前町	13	10	3
水上村	2	8	-6
相良村	11	10	1
五木村	2	4	-2
山江村	15	2	13
球磨村	16	3	13
あさぎり町	18	24	-6
苓北町	12	11	1
合計	1,779	1,482	297



